

平成 29 年 3 月 24 日

関係各位

神戸税関監視部
保稅總括部門

電磁的記録媒体に係る取扱いの変更（USB等の廃止）について

日頃から保稅行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、税関における情報セキュリティー対策強化に伴い、本年 4 月 1 日に税関様式基本通達Ⅱ「記載要領及び留意事項」が改正される予定であり、保稅蔵置場許可申請書等の添付書類の電磁的記録媒体（USB）によるデータの税関での受付ができなくなります。

現通達では、保稅蔵置場許可申請書等の添付書類として、「履歴書に記載する事項のうち、申請者の氏名、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。」とされており、USBメモリでの提出も受け付けていましたが、本年 4 月 1 日から電磁的記録媒体による提出は、DVD-R/RW及びCD-R/RWに限定されることとなります。

つきましては、今後は以下のいずれかの方法により管轄官署の窓口へ提出いただきますようお願いします。

1. DVD-R/RW 及び CD-R/RW による提出
2. NACCS（「汎用申請」業務、「添付ファイル登録」業務）利用による提出
3. インターネットメール送信による提出

なお、電磁的記録により提出できない場合には、従来通り文書による提出も受け付けます。また、不明な点につきましては、各管轄保稅担当部門にお問い合わせください。

以上